

国民年金保険料の

免除制度があります

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は検討を

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後や重い障害が残ったときなどに支給される年金を受け取れない場合があります。保険料免除や納付猶予などで認められた期間は、年金を受け取る資格期間に含むことができます。

免除の対象期間は7月から翌年の6月までです。すでに免除を受けている人も、毎年の申請が必要です。

過去2年間に未納期間のある人は、申請時点から2年1か月前までの未納分の申請もできます。

免除の決定は前年所得をもとに審査されます。税金の申告をしていないと所得の審査ができませんので、必ず申告を済ませてから申請してください。

申請に必要なもの

▽年金手帳など基礎年金番号が分かるもの

▽失業の場合、離職票または雇用保険受給資格者証

申請・問い合わせ先
▽備後府中年金事務所
(☎417421)

▽市役所市民課(☎437129)、上下支所市民生活係(☎622114)

対象の手続き

▽資格取得・種別変更届

▽保険料免除・納付猶予申請

▽学生納付特例申請

※詳しくは日本年金機構ホームページを確認してください。



問い合わせ先 備後府中年

金事務所(☎417421)

マイナンバーカードを利用した電子申請ができるようになりました

第65回「水道週間」スローガン 「水道水 安心・安全 これからも」

6月1日～7日は水道週間です

水道メーターの検針などにご協力ください

水道メーター検針・取り換えにご協力を

◎水道メーターの検針

年6回、各偶数月に、水道メーターの検針を行っています。次のことにご協力をお願いします。

- ▷メーターの上に物を置かないでください。
- ▷飼い犬はメーターから離してつないでください。

◎水道メーターの取り換え

水道メーターは、8年に1回無料で取り換えています。該当する家庭には、証明書を持った指定給水装置工事業者が伺いますので、ご協力をお願いします。

取り換え期間 7月1日(土)～31日(月)、
9月1日(金)～30日(土)

ビル・マンションなどの貯水槽は清潔に

- 貯水槽の設置者は、次のことを行ってください。
- ▷年1回以上、定期的に貯水槽の掃除をしてください。
 - ▷水の色、濁り、におい、味、残留塩素などの水質検査を年1回実施してください。

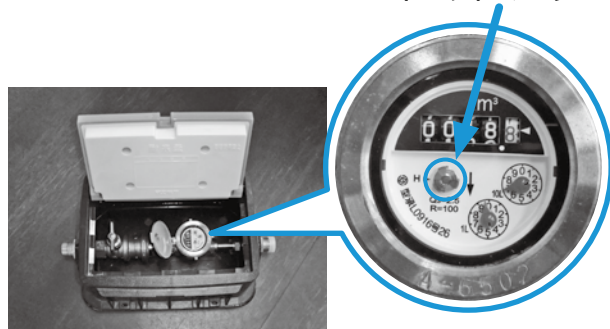
漏水かな?と思ったら

水道メーター検針の際、漏水の疑いがある場合にはお知らせしていますが、漏水はいつ起こるかわかりません。日頃からの確認をお願いします。

◎簡単にできる漏水確認

- ①家の蛇口を全て閉めてください。
- ②水道メーターの銀色のパイロットが回転していたら、漏水の可能性あります。指定給水装置工事業者に連絡してください。

パイロットマーク



問い合わせ先 広島県水道広域連合企業団府中事務所 (☎43-7168)